

国立大学法人鳴門教育大学実験廃棄物等取扱規程

平成16年 4月 1日

規程第 43 号

改正 平成20年3月17日規程第16号

平成24年3月 2日規程第 4号

平成31年3月13日規程第35号

令和 2年3月11日規程第 8号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における教育研究活動に伴い発生する有害物質を含む実験廃液、実験廃棄物等（以下「実験廃棄物等」という。）の取扱いについて関係法令等に定めるもののほか必要な事項を定め、適切に処理することにより、本学の職員、学生及び地域住民の健康並びに生活環境の維持保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「実験廃棄物等」とは、別表に掲げるものをいう。

(職員及び学生の責務)

第3条 本学の職員及び学生は、この規程の定めるところにより、実験廃棄物等を取り扱わなければならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、実験廃棄物等の管理全般を統轄する。

(実験廃棄物等の管理者)

第5条 実験廃棄物等の適正な管理を行うため、実験廃棄物等管理責任者及び実験廃棄物等取扱責任者を置く。

(実験廃棄物等管理責任者)

第6条 実験廃棄物等管理責任者は、実験廃棄物等を排出するコース等の教授のうちから学長が指名する。

2 実験廃棄物等管理責任者は、実験廃棄物等の管理について、実験廃棄物等取扱責任者を指揮監督する。

(実験廃棄物等取扱責任者)

第7条 実験廃棄物等取扱責任者は、実験廃棄物等取扱者（実験廃棄物等を排出する実験等を行い、又は指導する職員をいう。）のうちから学長が指名する。

2 実験廃棄物等取扱責任者は、実験廃棄物等の取扱いについて、その指導監督する。

(任期等)

第8条 第5条に規定する実験廃棄物等管理責任者及び実験廃棄物等取扱責任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(有害薬品の取扱い)

第9条 有害物質を含む薬品等は、所定の場所に厳重に保管し、その取扱いに注意しなければならない。

(処理方法の確認)

第10条 本学の職員及び学生が実験を行うに当たって、当該実験により廃棄物等を生ずるおそれのある場合は、その処理方法を事前に確認しなければならない。

(実験廃棄物等の取扱)

第11条 実験廃棄物等は、次の各号に掲げるところにより取り扱わなければならない。

(1) 実験原廃液（一次洗浄水及び二次洗浄水を含む。）及び原廃棄物

ア 内容を表示した所定の容器に分別収集し、指定の場所に保管すること。ただし、原廃液中の固形物は除去しておくこと。

イ 保管後は、指定の場所に運搬すること。

(2) 一般実験廃液

ア 有機りんを含む実験廃液は、強アルカリ性に分解したのち中和して流しに排出すること。

イ 濃厚な酸及びアルカリを含む実験廃液は、中和して流しに排出すること。

(緊急措置)

第12条 学長は、実験廃棄物等の取扱いに関し、人の健康又は生活環境に係わる被害が生じるおそれがあり、かつ、緊急な措置を講じる必要があると認められるときは、実験の停止その他必要措置を命ずることができる。

2 前項の場合、学長は、専門知識を有する職員その他適当な者に命じ、汚染の発生源その他必要な事項を調査させることができる。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

分 類	実験廃棄物等の種類	成 分
A	シアン含有廃液 （一次洗浄水及び二次 洗浄水を含む。）	シアン化合物 シアン錯化合物
B	水銀含有廃液 （一次洗浄水及び二次 洗浄水を含む。）	無機水銀化合物
C	水銀含有廃液 （一次洗浄水及び二次 洗浄水を含む。）	アルキル水銀 有機水銀化合物
D	重金属含有廃液 （一次洗浄水及び二次 洗浄水を含む。）	カドミウム，鉛，クロム，ひ素， 銅，亜鉛，溶解性鉄，溶解性マン ガン，ふつ素
E	廃有機溶剤	水溶性の廃有機溶剤 水不溶性の廃有機溶剤 含ハロゲン溶媒
F	写真廃液	
G	有害固形廃棄物	